

## 人事院会議議事録

会議日

令和7年6月12日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官  
(幹事) 佐々木事務総長、堀内総括審議官  
(説明員) (給与局)  
仲田生涯設計課長

議題

人事院規則9-2(俸給表の適用範囲)等の一部改正

議事の概要

- 議題「人事院規則9-2(俸給表の適用範囲)等の一部改正」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

人事院規則 9—2（俸給表の適用範囲）等の一部改正について

令和 7 年 6 月 12 日  
給 与 局

内閣府に事務次官級の防災監が新設されることに伴い、以下の人事院規則の一部改正を行うこととする。

【人事院規則】

1 人事院規則 9—2（俸給表の適用範囲）

指定職俸給表を適用する職員を定めた第 15 条について、同条第 3 号に防災監を追加するための改正を行う。

2 人事院規則 9—147（給与法附則第八項の規定による俸給月額）

俸給月額の 7 割措置の適用となる年齢を 62 歳とする職員を定めた第 3 条第 1 号について、同号ハに防災監を追加するための改正を行う。

3 人事院規則 11—11（管理監督職勤務上限年齢による降任等）

管理監督職勤務上限年齢を 62 歳とする管理監督職を定めた第 4 条第 1 項について、同項第 3 号に防災監を追加するための改正を行う。

【公布日・施行日】

防災監設置の日に公布・施行

※ 公布の日に人事院総裁が欠けているときは、人事院規則の改正案中「人事院総裁 川本裕子」とあるのは、「人事院総裁職務代行 人事官 伊藤かつら」とする。

以 上

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年●月●日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九―二―七六

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(指定職俸給表の適用範囲)</p> <p>第十五条 指定職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。</p>	<p>(指定職俸給表の適用範囲)</p> <p>第十五条 指定職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。</p>

一・二 (略)

三 会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣府審議官、防災監、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視総監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子力規制庁長官

四〇九 (略)

一・二 (略)

三 会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣府審議官、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視総監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子力規制庁長官

四〇九 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一―一四七（給与法附則第八項の規定による俸給月額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年●月●日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九一―一四七―二

人事院規則九一―一四七（給与法附則第八項の規定による俸給月額）の一部を改正する人事院規則  
人事院規則九一―一四七（給与法附則第八項の規定による俸給月額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（給与法附則第八項第二号の人事院規則で定める職員及び年齢）</p> <p>第三条 給与法附則第八項第二号の人事院規則で</p>	<p>（給与法附則第八項第二号の人事院規則で定める職員及び年齢）</p> <p>第三条 給与法附則第八項第二号の人事院規則で</p>

---

定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、同項第二号の人事院規則で定める年齢は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める年齢とする。

一 次に掲げる職員 六十二歳

イ・ロ (略)

ハ 会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣審議官のうちその職務と責任が事務次官又は外局の長官に相当するものとして人事院が定めるもの、内閣府 審議官、防災監、地方創生推進事務局長、知的財産戦略推進事務局長、科学技術・イノベーション推進事務局長、公正取引委員

---

定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、同項第二号の人事院規則で定める年齢は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める年齢とする。

一 次に掲げる職員 六十二歳

イ・ロ (略)

ハ 会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣審議官のうちその職務と責任が事務次官又は外局の長官に相当するものとして人事院が定めるもの、内閣府 審議官、地方創生推進事務局長、知的財産戦略推進事務局長、科学技術・イノベーション推進事務局長、公正取引委員会事務

---

会事務総長、警察庁次長、警視総監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官  
(外交領事事務に従事する職員で人事院が定めるものを除く。)、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子力規制庁長官

二 (略)

二 (略)

総長、警察庁次長、警視総監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官(外交領事事務に従事する職員で人事院が定めるものを除く。)、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子力規制庁長官

二 (略)

二 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一一一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年●月●日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一一一一五

人事院規則一一一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（管理監督職勤務上限年齢を年齢六十年としな い管理監督職等）</p> <p>第四条 法第八十一条の二第二項第一号の人事院</p>	<p>（管理監督職勤務上限年齢を年齢六十年としな い管理監督職等）</p> <p>第四条 法第八十一条の二第二項第一号の人事院</p>

規則で定める管理監督職は、次に掲げる官職とする。

一・二 (略)

三 会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣審議官のうちその職務と責任が事務次官又は外局の長官に相当するものとして人事院が定める官職、内閣府審議官、防災監、地方創生推進事務局長、知的財産戦略推進事務局長、科学技術・イノベーション推進事務局長、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視総監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官（外交領事事務に従事

規則で定める管理監督職は、次に掲げる官職とする。

一・二 (略)

三 会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣審議官のうちその職務と責任が事務次官又は外局の長官に相当するものとして人事院が定める官職、内閣府審議官、地方創生推進事務局長、知的財産戦略推進事務局長、科学技術・イノベーション推進事務局長、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視総監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官（外交領事事務に従事する職

<p>2・3 (略)</p> <p>する職員で人事院が定めるものが占める場合を除く。)、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子力規制庁長官</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>員で人事院が定めるものが占める場合を除く。)、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子力規制庁長官</p>
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。